議案第49号

土地収用法に基づく和解について

上記の議案を提出する。

平成25年６月３日

提出者　葛飾区長　青　木　克　德

（提案理由）

土地収用法に基づく和解をする必要があるので、本案を提出いたします。

土地収用法に基づく和解について

平成24年10月25日に葛飾区が東京都収用委員会に対して行った土地収用法に基づく裁決の申請及び明渡裁決の申立てに関して、次のとおり和解をする。

１　和解の相手方

東京都葛飾区鎌倉一丁目　（以下略　法人）

２　和解の内容

⑴　葛飾区は、（略）に対し、葛飾区鎌倉一丁目（以下略）の土地等の権利に対する損失の補償として金2,919万1,205円を支払う。

⑵　葛飾区と（略）とは、東京都収用委員会に対し、土地収用法第50条の和解調書の作成を申請する。

⑶　葛飾区は、和解調書の作成の日から起算して60日を経過した日までに葛飾区鎌倉一丁目（以下略）の土地の所有権を（略）から取得する。

⑷　（略）は、和解調書の作成の日から起算して60日を経過した日までに葛飾区鎌倉一丁目（以下略）の土地を、平成26年３月31日までに葛飾区鎌倉一丁目（以下略）の土地を葛飾区に明け渡す。